

十日町市長 殿

年 月 日

組織名又は法人名
十日町環境保全団体

氏名(法人の場合は代表者名)

十日町 太郎

GAP理解度・実施内容確認書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局通知)第8の4の(1)のイに基づき、以下のとおり国際水準GAPの取組を実施しましたので、報告します。

課題の理解	指導又は研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。	実施内容	左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。
1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組(2つ以上)	<ul style="list-style-type: none"> 収穫～出荷までの作業における病原微生物の汚染を防止するため、汚染を防止するため対応をルール化する。 上記で作成したルールを作業員(従業員等)に周知、徹底させる。 	取り組んだこと	<ul style="list-style-type: none"> 収穫～出荷までの全作業工程の洗い出しとリスク分析を行い、これをもとに汚染防止手順書を作成した。(※「リスク評価・分析結果」及び「汚染防止手順書」) 作業員を対象に研修会を開き、上記の汚染防止規定について講習を行った。また、汚染防止規定を簡潔にまとめ作業場に掲示することで来訪者に対しても周知を行った。(※「研修会の記録」「写真」「掲示物」「掲示している写真」)
2. 環境保全のために必要だと考える取組(2つ以上)	<ul style="list-style-type: none"> 農業による環境汚染リスク対策として、農業の適切な使用に努め、農業の使用を記録する。 残留農薬による環境汚染を防止するため、余った農薬及び農薬の空容器を適切な方法で処理する。 	取り組んだこと	<ul style="list-style-type: none"> すべての圃場において、年間を通して使用した農薬について「使用した農薬名」「有効成分」「希釈倍数と使用量」「使用日」「散布方法」「使用者」を記録した。(※「記録表」) 作業場内に農薬の空容器を保管する場所を設けた。年に1回、廃棄物処理業者に委託して、保管している空き容器及び残農薬を処分した。(※「業者からの引き取り書」「請求書」)
3. 労働安全のために必要だと考える取組(2つ以上)	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生に備え、事故対応マニュアルを整備する。 上記で作成した事故対応マニュアルを作業員(従業員等)に周知、徹底させる。また、外部の業者や来訪者にその内容を周知するため、マニュアルを掲示する。 	取り組んだこと	<ul style="list-style-type: none"> 栽培～出荷までのすべての作業工程でリスク分析を行い、分析結果にもとづいて事故発生時の対応マニュアルを作成した。(※「リスク分析結果」「事故対応マニュアル」) 作業員を対象に研修会を開き、上記のマニュアルについて講習を行った。また、調整・作業場及び農場のよく見えるところにマニュアルを掲示した。(※「研修会の記録」「写真」「掲示物」「掲示している写真」)
4. 人権保護のために必要だと考える取組(2つ以上)	<ul style="list-style-type: none"> 作業員(従業員等)と労働条件について話し合いを行い、双方が合意した上で、条件を明示 作業員(従業員等)を定期的に健康状態、福祉について話し合いを行う。また、1年に1回以上、健康診断を受信させる。 	取り組んだこと	<ul style="list-style-type: none"> 作業員と労働条件(仕事内容、労働時間、休憩時間、休日、賃金等)について話し合いを行い、文書を以て労務の契約を交わした。(※「話し合った記録」「契約文書(個人情報を消したもの)」) 作業員には年1回以上、健康診断を受信させた。また、体調や作業環境、福利厚生についてひとりひとりと話し合いを行った。(※「話し合った記録」「健康診断を受信させたことがわかる書類」)
5. 農場経営管理のために必要だと考える取組(2つ以上)	<ul style="list-style-type: none"> 出荷した農作物の回収事案が発生した場合に備え、回収/リコール手順書を整備する。 苦情発生に備えた、苦情処理マニュアルを作成する。 	取り組んだこと	<ul style="list-style-type: none"> 様々な回収事例を想定して、状況に応じた対応手順の整備と対応責任者を記載したマニュアルを作成した。(※「回収/リコール手順書」) 苦情を受けた場合の対応手順及び報告書様式を作成した。また、作業員に口頭説明を行い周知するとともに、調整・作業場の見えるところに掲示した。(※「苦情処理手順書」「掲示している写真」)

(注1)国際水準GAP指導者等からの指導や、国際水準GAPに関する研修等を受講したことがわかる書類を添付すること。

(注2)項目4は、従業員(アルバイト等期間雇用も含む)を雇用していない場合、「該当なし」と記入すること。